

## FRB による米国独自の G-SIB サーチャージの提案

### —短期ホールセール・ファンディングの考慮—

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. FRB は 2014 年 12 月 9 日、米国のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）を対象とする資本バッファー、すなわち G-SIB サーチャージに関する規則提案を公表した。米国の G-SIB サーチャージの水準は、短期ホールセール・ファンディングへの依存度を考慮することで 1.0~4.5%と、バーゼル委員会が定める G-SIB サーチャージ（1.0~2.5%）の水準を上回ることが想定されている。
2. 米国の G-SIB の特定は、バーゼル委員会が定めた方法に則って行われる。一方、G-SIB に特定された銀行には、①バーゼル基準の G-SIB サーチャージ、②短期ホールセール・ファンディングを考慮して決定される米国独自の G-SIB サーチャージのいずれか大きい方の水準が適用される仕組みである。FRB は、後者は前者よりも一般的には高くなるとしており、ほとんどの場合で米国独自の G-SIB サーチャージが適用されることが想定される。
3. G-SIB サーチャージの要求水準を割った場合には、配当を含む剰余金処分や一定の変動賞与（ボーナス）の支払いが制限される。米国の G-SIB サーチャージの適用はバーゼル基準と同様、2016 年 1 月 1 日から段階適用が開始され、2019 年 1 月 1 日に完全適用される。
4. 米国の G-SIB サーチャージは、G-SIB の短期ホールセール・ファンディングへの依存度を低下させることが目的であるため、レポを始めとする短期ホールセール・ファンディング市場に影響が生じることが考えられる。短期ホールセール・ファンディング市場の市場流動性が低下するような事態になれば、外国銀行などのドル資金調達に影響を与える可能性も考えられる。

## I. 規則提案の公表

連邦準備制度理事会（FRB）は2014年12月9日、米国のグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対する資本バッファー、すなわち G-SIB サーチャージに関する規則提案を公表した<sup>1</sup>。米国の G-SIB の 8 社——バンク・オブ・アメリカ、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シティグループ、ゴールドマン・サックス、JP モルガン・チェース、モルガン・スタンレー、ステート・ストリート、ウェルズ・ファーゴ——が対象となる。規則提案が要求する G-SIB サーチャージの水準は、短期のホールセール・ファンディングへの依存度を考慮することで最大で 4.5%と、バーゼル委員会が定める G-SIB サーチャージ（1.0~2.5%）の水準を上回ることが想定されており、FRB は 8 社を合計すると 210 億ドルの資本不足が生じるとみている<sup>2</sup>。

2010年7月に成立したドッド=フランク法 165 条は、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社を含む米国のシステム上重要な金融機関（SIFI）に対してより厳格な監督およびプルーデンス規制（enhanced supervision and prudential standard）を課すことを規定しており、そこにはリスク・ベースの資本規制も含まれている<sup>3</sup>。今般、FRB が公表した G-SIB サーチャージに関する規則提案は、米国 SIFI に求められる厳格なプルーデンス規制として、米国の G-SIB を対象にリスク・ベース資本規制を具体化するものである。

国際的には、G-SIB のシステム上の重要性を計測する指標として、①規模（size）、②相互関連性（interconnectedness）、③代替可能性（substitutability）、④複雑性（complexity）、⑤法域を超える業務（cross-jurisdictional activity）という 5 つのカテゴリーについてスコアリングを行って、G-SIB を具体的に特定する作業を金融安定理事会（FSB）とバーゼル委員会が行っている<sup>4</sup>。バーゼル委員会は、G-SIB のスコアに応じて 1.0~2.5%の G-SIB サーチャージを求めており、2016年1月1日から段階適用が始まる。一方、FRB の規則提案は、規模、相互関連性、複雑性、法域を超える業務に関する指標とともに、代替可能性の指標に替えて短期ホールセール・ファンディングに関する指標を利用して、バーゼル基準よりも高い G-SIB サーチャージを米国の G-SIB に求めようとするものである。

FRB 理事会での規則提案の採択に際してダニエル・タルーロ理事は、米国の G-SIB サーチャージの特徴として、①バーゼル基準に比べて水準が高いこと、②短期ホールセール・

<sup>1</sup> Federal Reserve System, “Risk-Based Capital Guidelines: Implementation of Capital Requirements for Global Systemically Important Bank Holding Companies,” Notice of Proposed Rulemaking, 12 CFR Part 217, Regulation Q; Docket No. R-1505 (<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-12-18/pdf/2014-29330.pdf>).

<sup>2</sup> “Big U.S. Banks Face Capital Requirement of Up to 4.5% on Top of Global Minimum,” *Bloomberg*, December 10, 2014. また、スタンレー・フィッシャー副議長は、JP モルガン・チェースで 220 億ドルの資本不足が生じると述べたと報じられている（“JPMorgan Faces \$22bn Capital Hole Under New Fed Rules,” *Financial Times*, December 9, 2014）。

<sup>3</sup> ドッド=フランク法 165 条は、連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社、FRB の監督下に置かれるノンバンク金融会社を対象に、①リスク・ベース資本規制、レバレッジ規制、②流動性規制、③包括的リスク管理規制、④破綻処理計画、信用エクスポージャー報告規制、⑤与信集中制限に関する規則策定を FRB に要請している。

<sup>4</sup> FSB およびバーゼル委員会は、2014年11月6日に新たな G-SIB リストを公表している（FSB, “2014 update of list of global systemically important banks (G-SIBs),” November 6, 2014）。

ファンディングへの依存度を直接考慮していることを挙げている<sup>5</sup>。そして、前者については、G-SIB の破綻が金融システムに与える影響に関するバーゼル委員会メンバーによる分析から得られた必要なサーチャージのレンジの中で、バーゼル基準の水準は低い方に位置付けられるのに対して、規則提案の水準は中位であることを指摘している。一方、後者については、銀行が短期ホールセール・ファンディングに依存している場合、債権者等の取り付けが生じれば、自己ポジションの急速な処分や顧客から短期与信のコール償還を強いられる結果、銀行には時価損失やマージン・コール、ディレバレッジ、追加損失という負のサイクルが生じ、投げ売り（fire sale）が発生することを考慮したものであり、SIFI のストレスや破綻が金融システム全体に悪影響を及ぼすことを回避することが狙いである。

## II. G-SIB サーチャージを巡る議論の経緯

FRB がバーゼル基準よりも高い G-SIB サーチャージの提案に至るまでには、FRB の姿勢の紆余曲折が窺われる。金融危機後の規制強化の中で、米国当局はトゥー・ビッグ・トゥ・フェイル（too big to fail; TBTF）の観点から SIFI にはより厳しい規制を導入すべきという姿勢をとってきた。FRB は以前から米国の G-SIB サーチャージをバーゼル基準よりも高い水準に設定する考えを示しており、バーゼルⅢの自己資本比率に対して 20%から 100%を超える G-SIB サーチャージを求める可能性を示していた<sup>6</sup>。しかしながら、FRB が 2011 年 12 月に公表した連結総資産 500 億ドル以上の銀行持株会社を対象とする厳格なブルーデンス規制に関する提案では、国際的な規制の調和を重視する観点から、バーゼル委員会が定めた G-SIB サーチャージを米国の G-SIB に適用する方針を明らかにしていた<sup>7</sup>。

もともと、2012 年になって JP モルガン・チェースの巨額損失や LIBOR の不正操作の問題が認識されるようになった頃から風向きが変わってきたように思われる。米国議会では、SIFI の TBTF あるいはトゥー・ビッグ・トゥ・マネージ（too big to manage）の問題に焦点が当たり、TBTF の終焉を図るため、議会ではドッド＝フランク法が定める規制よりもさらに厳しい規制の強化を求める声も強くなっていった<sup>8</sup>。一方、FRB を含む当局は、議会の圧力の下で、より厳しい規制を新たに構築するのではなく、TBTF の終焉を図る観点からドッド＝フランク法の規則策定を行う中で、より厳しい自己資本規制の策定を志向するようになった。

<sup>5</sup> Daniel K. Tarullo, "Opening Statement by Governor Daniel K. Tarullo," December 9, 2014.

<sup>6</sup> Daniel K. Tarullo, "Regulating Systemically Important Financial Firms," At the Peter G. Peterson Institute for International Economics, June 3, 2011.

<sup>7</sup> Federal Reserve System, "Enhanced Prudential Standards and Early Remediation Requirement for Covered Companies," Proposed Rule, 12 CFR Part 252, Regulation YY; Docket No. 1438, RIN 7100-AD-86. 概要については、小立敬「国際基準との調和も踏まえた米国 SIFI 規制」『野村資本市場クォーターリー』2012 年冬号を参照。

<sup>8</sup> 例えば、シェロッド・ブラウン上院議員（民主党）とデイビッド・ヴィッター上院議員（共和党）が提出した TBTF 法案（ブラウン＝ヴィッター法案）は、総資産 5,000 億ドル以上の金融機関に対するレバレッジ比率の最低基準を 15%とする規制を含んでいる。また、ハーバード大学ロースクールの教授であったエリザベス・ウォレン上院議員（民主党）と共和党の重鎮であるジョン・マケイン上院議員が起草者に名を連ねる 21 世紀グラス＝スティーガル法案は、銀行・証券・保険の間の業態の垣根を再び設けようとするものである。

また、FRB は短期ホールセール・ファンディングがもたらすシステミック・リスクに重大な関心を寄せてきた。金融機関に大きなレバレッジと満期変換を可能とする大規模な短期ホールセール・ファンディングは伝統的な銀行セクターの外に存在し、金融危機の際に短期ホールセール・ファンディング取引を急激に解消したことが危機の原因の1つになったという認識である。そのため、FRB はシャドバンキング規制、あるいは流動性規制の中で短期ホールセール・ファンディングの依存の問題への対処を図ろうとしてきた<sup>9</sup>。

もともと、2014年9月にタルーロ理事が上院銀行委員会の公聴会で行った証言の中で、米国のG-SIBを対象に短期ホールセール・ファンディングを考慮したリスク・ベースの資本サーチャージを検討していることが明らかになった<sup>10</sup>。G-SIBサーチャージの中で短期ホールセール・ファンディングへの依存を減らすインセンティブを組み込むことが狙いである。こうした議論の経緯を辿って、今般、FRBのG-SIBサーチャージに関する規則提案が公表され、短期ホールセール・ファンディングに対する依存度を考慮する具体的な方法が明らかになった。

### Ⅲ. G-SIB の特定と 2 つの G-SIB サーチャージ

#### 1. G-SIB の特定と G-SIB サーチャージの決定

FRBの規則提案は、米国におけるG-SIBの特定方法を定めている。具体的には、バーゼル委員会が定めたG-SIBの特定方法を踏まえて、システム上の重要性を測る指標と当該指標に係るウェイトを規則提案の中で規定しており、いずれもバーゼル基準と同じである(図表1)。

システム上の重要性を計測するスコアリングもバーゼル委員会と同じ方法で行うことを規定している。具体的には、バーゼル委員会が公表する各指標のグローバルな集計額に対する個別の銀行のシェアに当該指標に割り当てられたウェイトを乗じてベース・ポイント(bp)で表したものが当該指標のスコアとなり、12の指標のスコアを合計したものが当該銀行のスコアとなる<sup>11</sup>。規則提案は、G-SIBに特定される基準値(カット・オフ・ポイント)がバーゼル委員会と同様に130bpであることを明らかにしている<sup>12</sup>。

その上でG-SIBサーチャージの決定に関しては、スコアが130bp以上でG-SIBに特定された銀行には、①バーゼル基準のG-SIBサーチャージ(メソッドIサーチャージ)、②短

<sup>9</sup> Daniel K. Tarullo, "Dodd-Frank Implementation," Before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs U.S. Senate, July 11, 2013.

<sup>10</sup> Daniel K. Tarullo, "Dodd-Frank Implementation," Before the Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs U.S. Senate, September 9, 2014.

<sup>11</sup> ただし、代替可能性に関しては、バーゼル委員会が上限500bpとする一方、FRBは上限を100bpとしている。上限を設ける理由として、カストディ業務、決済業務、引受業務において高いプレゼンスを有する銀行の代替可能性が、他の指標に比べてシステム上の重要性の評価に意図していた以上に影響することを挙げている。

<sup>12</sup> バーゼル委員会は2014年11月、新たなG-SIBリストの公表とともにG-SIBの特定に関する追加情報を公表しており、G-SIBに特定されるスコアのカット・オフ・ポイント(基準値)が130bpであること、またスコアを算定する際に必要となる集計に含まれる75行の集計値も公表している(BCBS, "Supporting Information on Global Systemically Important Banks Published by the Basel Committee," Press Release, 6 November 2014)。

図表1 システム上の重要性に係る指標

カテゴリー	指標	指標ウエイト
規模	総エクスポージャー	20%
相互連関性	金融システム内資産	6.67%
	金融システム内負債	6.67%
	証券残高	6.67%
代替可能性	決済業務	6.67%
	預り資産残高(AUM)	6.67%
	債務・エクイティ市場における引受取引	6.67%
複雑性	OTCデリバティブ想定元本	6.67%
	トレーディング証券、売買可能証券	6.67%
	レベル3資産	6.67%
法域を超える業務	法域を超える債権等	10%
	法域を超える債務	10%

(出所) FRB 規則提案

図表2 メソッドI サーチャージ (バーゼル基準)

システム上の重要性に関するスコア(bp)	メソッドI サーチャージ
130未満	0.0%
130~229	1.0%
230~329	1.5%
330~429	2.0%
430~529	2.5%
530~629	3.5%
630以上	スコアが100bp増えるごとに 3.5%に1.0%ポイントを上乗せ

(出所) FRB 規則提案

期ホールセール・ファンディングを考慮して決定される米国独自の G-SIB サーチャージ(メソッドII サーチャージ) のいずれか大きい方の G-SIB サーチャージが適用される仕組みである。ただし、FRB は、メソッドII サーチャージはメソッドI サーチャージよりも一般的には高くなると述べており、ほとんどの場合でメソッドII サーチャージが適用されることが想定される。

## 2. メソッドI サーチャージ

メソッドI サーチャージのテーブルはバーゼル基準に則っており、G-SIB サーチャージは JP モルガン・チェースで 2.5%、シティグループで 2.0%、バンク・オブ・アメリカおよびゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレーで 1.5%、バンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよびステート・ストリート、ウェルズ・ファーゴで 1.0%となる<sup>13</sup> (図表2)。

<sup>13</sup> バーゼル委員会は G-SIB サーチャージとして通常は 1.0~2.5%、特に金融システムに影響を与える場合には 3.5%の水準を要求する方針を示していたが、先般、現在のバケットの最大値である 630bp を上回る G-SIB が現れた場合には、スコア基準値が 630~729bp のバケットを新設し、4.5%の水準を定める方針を明らかにした。FRB の規則提案もバーゼル委員会の方針を踏まえた対応となっている。

### 3. メソッドⅡサーチャージ

一方、米国独自のメソッドⅡサーチャージについては、規模、相互関連性、複雑性、法域を超える業務の各指標に加えて、短期ホールセール・ファンディングに関する指標が利用される。規模、相互関連性、複雑性、法域を超える業務に関する指標はメソッドⅠのスコアリングと同じ方法で算定されるのに対して、短期ホールセール・ファンディングの指標に関しては、短期ホールセール・ファンディングの額とその種類に応じたウエイトを利用して算定することとなる。

短期ホールセール・ファンディングの指標を算定するには、前年の各営業日における残存期間1年未満の短期ホールセール・ファンディングの額を連結ベースで把握することが求められる。短期ホールセール・ファンディングには、以下のものが含まれる。

- 担保付ファンディング取引において、G-SIB が返済義務を負う残存期間1年以内の資金（オペレーショナル預金を除く）
- 無担保ファンディング取引において、G-SIB が返済義務を負う残存期間1年以内の資金（オペレーショナル預金を除く）
- カウンターパーティとの間で特定の流動性カテゴリー（LCRのレベル1資産、レベル2A資産、レベル2B資産）の資産を受入れ、より高い流動性カテゴリーの資産と交換する取引に関連して、G-SIB とカウンターパーティが将来の特定日に資産を互いに返還することに合意している場合、G-SIB が返還する資産の公正市場価値（＝対象アセット・エクスチェンジ）
- 売却した証券を借り入れるか取得する場合にG-SIB が返還しなければならない資産の公正市場価値（＝ショート・ポジション）
- リテールの顧客またはカウンターパーティからG-SIB が受け入れたブローカー預金およびスウィープされたブローカー預金

短期ホールセール・ファンディングの定義は、米国のLCR上の定義との調和が図られている。担保付ファンディング取引には、レポ、セキュリティ・レンディング、FRBおよび外国中銀からの担保付ファンディング、担保付預金、顧客のショート・ポジションをカバーする担保の貸出、その他の担保付ホールセール・ファンディングが含まれる。また、無担保ホールセール・ファンディングには、ホールセール預金、フェデラル・ファンドの借入、公共セクター法人または政府機関、米国の政府後援機関（GSE）からの無担保の前受金、無担保の約束手形、G-SIB が発行する債券またはその他の債務証券（リテール顧客向けを除く）、非リテール顧客からのブローカー預金、その他のオンバランス上の無担保債務に係る取引が含まれる<sup>14</sup>。

前年の各営業日の短期ホールセール・ファンディングの額を把握した後、短期ホールセ

<sup>14</sup> なお、ストレス時のボラティリティが極めて高いことを理由にリテール顧客から受け入れたブローカー預金も短期ホールセール・ファンディングに含むとしている。

ール・ファンディングの種類や流動資産のカテゴリー、残存期間に応じたウエイトを乗じた額を算定し、それを一年間で平均化する。そして、G-SIB の規模の調整を図るため、ウエイトを乗じて平均化された短期ホールセール・ファンディングの額をリスクアセット（4四半期平均）で除して比率（%）を算定する（図表 3）。最後に、当該比率に固定された変換ファクターとして 175 を乗じて短期ホールセール・ファンディングに関するスコアが得られる<sup>15</sup>。メソッドⅡのスコアは、規模、相互連関性、複雑性、法域を超える業務の各スコアに短期ホールセール・ファンディングのスコアを加えて算定される。

メソッドⅡのスコアが算定されると、メソッドⅡのテーブルに基づいて G-SIB サーチャージが決まる（図表 4）。メソッドⅡのサーチャージが決まると、メソッドⅠのサーチャージと比較していずれか大きい値が G-SIB サーチャージとして確定することになる。FRB が 2013 年のデータを基に推計した結果、1.0%から 4.5%の間の G-SIB サーチャージが必要になるとしている。

なお、FRB は、メソッドⅡのサーチャージを算定する方法として代替可能性の指標に替えて短期ホールセール・ファンディングの指標のスコアリングを行う方法を提案しているが、それとは代替的な方法として、メソッドⅠの G-SIB サーチャージにリスクアセットに対する短期ホールセール・ファンディングの比率を反映させた倍率を乗じる以下の方法についても検討を行っている。

$$G-SIB_{\text{Method2}} = F * (G-SIB_{\text{Method1}})$$

$$\text{ただし、} F = 1 + \frac{STWF}{RWA} * n$$

STWF: G-SIBの短期ホールセール・ファンディングの額

RWA: リスクアセットの額

n: G-SIBのデフォルト確率を表すパラメータ

#### 4. G-SIB サーチャージの適用

規則提案は、バーゼル基準と同様、G-SIB サーチャージを資本保全バッファー（2.5%）を拡充するものとして位置づけている。したがって、G-SIB サーチャージは、資本保全バッファーと同様にコモンエクイティ Tier1（CET1）の要件を満たす資本で対応しなければならない。また、G-SIB サーチャージの要求水準を割った場合には、資本保全バッファーの水準に抵触した場合の対応と同じく、配当を含む剰余金処分や一定の変動賞与（ボーナス）の支払いが制限されることになる（図表 5）。また、G-SIB サーチャージは資本保全バッファーと同様、2016 年 1 月 1 日から段階適用が開始され、2019 年 1 月 1 日に完全適用される（図表 6）。

<sup>15</sup> 短期ホールセール・ファンディングに関しては、他の指標と異なり、バーゼル委員会が公表するグローバルな集計額がないことから変換ファクターが必要になる。変換ファクターは、短期ホールセール・ファンディングのスコアが他の指標と同様にメソッドⅡ全体のスコアの概ね 20%になるように設定されている。

図表 3 短期ホールセール・ファンディングに係るウエイト

	残存期間			
	～30日	31日～90日	91日～180日	181日～365日
レベル1資産を担保とする証券担保ファンディング取引	25%	10%	0%	0%
レベル2A資産を担保とする証券担保ファンディング取引	50%	25%	10%	0%
顧客またはカウンターパーティが金融セクター法人、その子会社ではない場合の無担保ホールセール・ファンディング				
リテールの顧客またはカウンターパーティから受け入れたブローカー預金およびスウィープされるブローカー預金				
レベル1資産をレベル2A資産に将来の特定の時点で交換することを含む対象アセット・エクステンジ				
借入れた証券がレベル1またはレベル2A資産である場合のショート・ポジション	75%	50%	25%	10%
レベル2B資産を担保とする証券担保ファンディング取引				
上記以外の対象アセット・エクステンジ、ショート・ポジション	100%	75%	50%	25%
顧客またはカウンターパーティが金融セクター法人、その子会社である場合の無担保ホールセール・ファンディング				
その他の短期ホールセール・ファンディング				

(出所) FRB 規則提案

図表 4 メソッド II サーチャージ

メソッド II のスコア (bp)	メソッド II サーチャージ
130未満	0.0%
130～229	1.0%
230～329	1.5%
330～429	2.0%
430～529	2.5%
530～629	3.0%
630～729	3.5%
730～829	4.0%
830～929	4.5%
930～1029	5.0%
1030～1129	5.5%
1130以上	スコアが100bp増えるごとに5.5%に0.5%ポイントを上乗せ

(出所) FRB 規則提案

図表 5 資本バッファの最大支払比率

資本保全バッファ＋カウンターシクリカル・バッファ＋G-SIBサーチャージ	最大支払比率 (適格留保利益対比)
100%以上	制限なし
75%以上100%未満	60%
50%以上75%未満	40%
25%以上50%未満	20%
25%未満	0%

(出所) FRB 規則提案

図表 6 G-SIB サーチャージの段階適用

	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日
CET1	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファー	0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
G-SIBサーチャージ	G-SIBサーチャージ の25%	G-SIBサーチャージ の50%	G-SIBサーチャージ の75%	G-SIBサーチャージ の100%

(出所) FRB 規則提案

#### IV. 今後の留意点

米国の G-SIB を対象とする G-SIB サーチャージの規則提案が公表されたことで、短期ホールセール・ファンディングへの依存度を考慮したバーゼル基準とは異なる G-SIB サーチャージの枠組みが明らかになった。米国の G-SIB サーチャージは米国の G-SIB を対象とするものであって、米国外の G-SIB の米国子会社は対象としていない。FRB は米国独自の G-SIB サーチャージはバーゼル基準に基づく G-SIB サーチャージの水準を上回るとしているが、短期ホールセール・ファンディングに関するスコアが明らかでないため、銀行の外部からはメソッド II のカテゴリーが把握できず、個々の G-SIB に求められる G-SIB サーチャージの水準は具体的にはわからない。

もともと、FRB の推計では 1.0% から 4.5% の間の G-SIB サーチャージが必要になることが明らかにされている。4.5% の G-SIB サーチャージが求められる G-SIB では、完全適用ベースでバーゼル基準よりも 2% も高い水準が適用されることから、CET1 比率では 11.5% の水準が必要になる。FRB は、バーゼル基準よりも高い G-SIB サーチャージが適用される結果、G-SIB の 8 社で 210 億ドルの資本不足が発生するとみている<sup>16</sup>。

G-SIB サーチャージの適用に伴う資本不足の問題に関しては、G-SIB サーチャージは 2016 年から段階適用が始まり、2019 年に完全適用されるという時間軸を考慮すれば、対応は可能であるように思われる。むしろ懸念されるのは、短期ホールセール・ファンディング市場への影響である。米国の G-SIB サーチャージは、G-SIB の短期ホールセール・ファンディングへの依存度を低下させることが目的であるため、レポを始めとする短期ホールセール・ファンディング市場に影響が生じることが考えられる。特に、短期ホールセール・ファンディング市場の市場流動性が低下するような事態になれば、外国銀行などのドル資金調達に影響を与える可能性も考えられる。今後、米国の G-SIB に対する G-SIB サーチャージの適用が米国の短期市場にどのような影響をもたらすのか注視する必要がある。

また、FRB は、システム上の重要性の指標として代替可能性は適切であるとする一方で、G-SIB サーチャージの決定においては、金融システムに与えるショックの外部性を内部化し、破綻の確率を引き下げるには、代替可能性よりも短期ホールセール・ファンディングへの依存度を考慮するほうがより適切であると考えている。そのため、バーゼル基準の

<sup>16</sup> 前掲注 1 の Bloomberg の記事を参照。

G-SIB サーチャージに短期ホールセール・ファンディングが考慮されていないことに関心を寄せている。

バーゼル基準の G-SIB サーチャージは、銀行セクターの発展に対応する観点から3年ごとに見直しを図ることになっており、最初の3年のレビューはすでに始まっている。FRBは、バーゼル基準の G-SIB サーチャージに対するレビューに関連して、短期ホールセール・ファンディングを考慮するようバーゼル委員会に促していると述べており、今後、バーゼル基準においても短期ホールセール・ファンディングへの依存度が考慮される可能性もある。米国独自の G-SIB サーチャージが今後、バーゼル基準にどのような影響を与えていくのかということについても留意する必要があるだろう。